

○2-1 船舶構造規則

(傍線の部分は改正部分、二重傍線の部分は新設部分)

改 正 後	改 正 前	備 考
<p>(同等効力)</p> <p>2.0(a) 漁船の船体及び排水設備の構造、寸法及び材料については、<u>一般社団法人海洋水産システム協会</u>の鋼製漁船構造基準(以下(a)において「基準」という。)に適合している場合、本規則に定める基準(第3条の規定を除く。)と同等以上の効力を有するものと認めて差し支えない。</p> <p>心得附則 (令和5年3月31日) (施行期日)</p> <p><u>(a)</u> 本改正後の心得は、公布日から適用する。</p>	<p>(同等効力)</p> <p>2.0(a) 漁船の船体及び排水設備の構造、寸法及び材料については、<u>(社)漁船協会</u>の鋼製漁船構造基準(以下(a)において「基準」という。)に適合している場合、本規則に定める基準(第3条の規定を除く。)と同等以上の効力を有するものと認めて差し支えない。</p>	

○7-2 漁船特殊規程

(傍線の部分は改正部分、二重傍線の部分は新設部分)

改正後	改正前	備考
<p>(A) 漁特程を適用する場合における総トン数は、<u>ケープタウン協定適用船に適用される要件を除き</u>、漁特程に総トン数として何を用いるかの規定がないため、従来どおりすべて(国内)総トン数となる。ただし、漁特程の規定については、(国内)総トン数を用いても施行規則第66条の2の規定による総トン数を用いてもその適用関係に差異はない。この場合において、「(国内)総トン数」とは、施行規則心得66-2.0(c)の(国内)総トン数をいう。</p> <p>(特殊な漁船)</p> <p>3.0(a) 当該漁船の構造が<u>一般社団法人海洋水産システム協会</u>の「鋼製漁船構造基準」に適合している場合については、第2章の規定(第7条の規定に関し、7.0(b)の規定を適用する部分を除く。)に関し、本条の規定により合格と認めて差し支えない。</p> <p>(b)・(c) (略)</p> <p>(救助艇)</p> <p><u>49.0(a)</u> 「管海官庁が当該船舶の構造等を考慮してやむを得ないと認める場合」とは、搭載艇(海外まき網船における「大伝馬船」等を有する総トン数が3000トン未満である場合をいう。</p> <p><u>(イマーシヨン・スーツ)</u></p> <p>51-2-2.1(a) 「管海官庁が当該船舶の航海の態様等を考慮して<u>相当と認める程度</u>」については、救命設備規則心得54-2.3(a)の規</p>	<p>(A) 漁特程を適用する場合における総トン数は、<u>漁特程に総トン数として何を用いるかの規定がないため</u>、従来どおりすべて(国内)総トン数となる。ただし、漁特程の規定については、(国内)総トン数を用いても施行規則第66条の2の規定による総トン数を用いてもその適用関係に差異はない。この場合において、「(国内)総トン数」とは、施行規則心得66-2.0(c)の(国内)総トン数をいう。</p> <p>(特殊な漁船)</p> <p>3.0(a) 当該漁船の構造が<u>(社)漁船協会</u>の「鋼製漁船構造基準」に適合している場合については、第2章の規定(第7条の規定に関し、7.0(b)の規定を適用する部分を除く。)に関し、本条の規定により合格と認めて差し支えない。</p> <p>(b)・(c) (略)</p> <p>(新設)</p> <p>51-2-2.1(a) <u>救命設備規則心得54-2.3(a)は、第1項の規定によるイマーシヨン・スーツの備付けについて準用する。</u></p>	

定を準用する。

56-2.0(a) 「管海官庁ノ指定スル値」については、設備規程心得115-24.2(a)の規定を準用する。

(新設)

心得附則（令和5年3月31日）

(施行期日)

(a) 本改正後の心得は、3.0(a)の規定については公布日から、その他の規定については千九百七十七年の漁船の安全のためのトレモリノス国際条約に関する千九百九十三年のトレモリノス議定書の規定の実施に関する二千十二年のケーブルタウン協定が日本国について効力を生ずる日（以下「施行日」という。）から適用する。

(経過措置)

(a) 施行日前に建造契約が結ばれた船舶（建造契約がない船舶にあっては、施行日前に建造に着手されたもの）であつて施行日から三年を経過する日前に船舶所有者に対し引き渡されたものについては、改正後の心得の適用にかかわらず、なお従前の例による。